

よみましよう・よみましよう

(6) 世界的視野に立つた

農業改革

具体的な政策論

議に入る前にど
うしても、この法律の由来、成立
が反映することが最も大切な
時代がすでにきている。

いままで一二五cc以下の原動機
が太刀打ちのできる農業改革はで
きない。

法律や政策といふものは「えら
い人に」「政治家に」まかしてお
けばよいという考え方から抜け出さ
ない限り農業は本當によくならない
といふ法律とこれを実施する政策に
農民の意見(世界的視野に立つ
た)が反映することが最も大切な
時代がすでにきている。

したがって、

このシリーズも

ければよいという考え方から抜け出さ
ない限り農業は本當によくならない

といふ法律とこれを実施する政策に

農民の意見(世界的視野に立つ
た)が反映することが最も大切な
時代がすでにきている。

したがって、

この意味から少なくとも若い農
業經營者(議員 市長ら市首脳
部など)は世界的視野に立った南國
農業改革の目標、手段、その法
律についてはつきりした見通
しも策と確信を持たなければな
らない。

そのようなことから、八月末に
農業基本法を抜く農業經營確
立の切札であることを確認した。
さて、ここで私たちの目は農
業改革の法的根柢にこそ
がなければならない。いままで私
たちの目は農業基本法の「緑の憲法」の成立で
ある。

昭和三五年に成立した農
業基本法は、それをさか
のぼる数年前から頗る著に
なってきた農業と他産業
との較差是正、農業助成
の防止のためとして大き
な期待をもつて登場
する。

これが、農業基本法のわざりやす
い解説をします。

(済改田農業徳水安達)

われわれは、農業で生
きる農民が他産業のみの
所得を、さらに天与の立
地条件を生かし国際競争
に負けない農業樹立の可
能性を確信している。そ
のため、まずそのもと
である基本法を知る必要
がある。このことから、次号は
農業基本法のわざりやす
い解説をします。

(済改田農業徳水安達)

世界水準の農業シリーズ④

世界水準の農業シリーズ④